

HAPPY
WEDDING /最大
60
万円

新婚生活を応援します！

※申請前に必ず事前相談をしてください。

メールでのご相談も可能です。右記二次元コードを読み込むと、メール作成画面に遷移しますので、必要事項をご入力の上、ご相談ください。



申請期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

対象となる新婚世帯

次の条件をすべて満たす新婚世帯です。

婚姻

- 令和8年1月1日以降に婚姻した夫婦
- 夫婦ともに婚姻日の年齢が満39歳以下

所得

- 夫婦の合計所得が500万円未満(奨学金の返済額を控除可)

住居

- 夫婦の少なくとも一方が大仙市に住所があること
- 上記の住所が、申請する住宅の所在地であること

その他

- 補助金の交付を受けてから2年以上、大仙市に生活の拠点を置く意思があること
- 公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと(他の市町村含む)
- 夫婦ともに市税の滞納がないこと

※申請される場合、対象となる支援講座の受講等が必要となります。
(詳細については、事前相談の際にご説明します。)

補助金の額

- 婚姻日において、夫婦ともに29歳以下の新婚世帯 …… 上限**60**万円
- 婚姻日において、夫婦の一方、または両者の年齢が30歳以上39歳以下の新婚世帯 …… 上限**30**万円

対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用であること

	対象となるもの	対象とならないもの
取得費用	住宅(新築、中古住宅)の取得費用	土地の取得費用
賃貸費用	家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	駐車場費用、勤務先の住宅手当支給分
リフォーム費用	修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用	倉庫・車庫・外構などの工事費用、家電の購入・設置費用
引越費用	引越業者や運送業者に支払った費用	自家用車による引越費用、レンタカー、謝礼



申請・お問い合わせ先 大仙市子ども未来部子ども政策課 ☎0187-63-1111(内線153)

事業の詳細は、市のホームページでもご確認いただけます。

